令和3年度 第2回 三郷市景観審議会

議 案 書

令和4年3月18日

議案1号 三郷市屋外広告物安全管理マニュアル【公共版】の一部 改訂について

目 的

前回、ご審議していただきました、三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の一部改正について諮問し、令和3年12月議会において条例改正が、令和4年2月に規則改正が行われたところです。

このたび、平成31年3月に景観審議会の答申を受け策定した「三郷市屋外広告物安全管理マニュアル【公共版】」について、今回の条例及び規則の改正内容との整合性をとるため、改訂案を作成いたしました。

本議案では、「三郷市屋外広告物安全管理マニュアル【公共版】 (案) | について委員の皆様のご意見を伺うものです。

頂きたいご意見

「三郷市屋外広告物安全管理マニュアル【公共版】(案)」について、特に条例及び規則の改正内容との整合をとる視点から、お気づきの点がございましたら意見書にご記入をお願いします。 同紙 1

(参考) 本議案に関連する条例及び規則の改正内容について

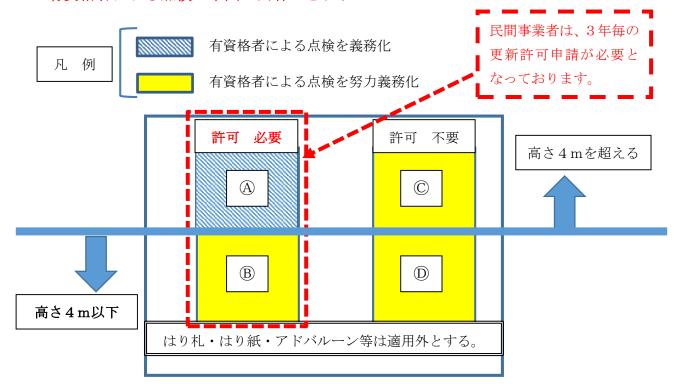
本頁及び次頁の内容はこれまで審議していただいた条例改正の主な内容(民間事業者向け)について、今回の改訂予定である「三郷市屋外広告物安全管理マニュアル」に対して分かりやすくするため掲載いたしました。

そのため、実際の「三郷市屋外広告物安全管理マニュアル」には 掲載いたしません。

①屋外広告物の安全管理の強化について 点検範囲の内容及び有資格者の新設について

点検範囲:すべての屋外広告物について点検が必要になります。

有資格者による点検:下図の内容のとおり



②有資格者の新設について

屋外広告士	日広連実施の点検技能講習の修了者
都道府県等講習会修了者	建築士(一級、二級、木造)
職業訓練指導員 広告美術仕上げ	電気工事士(第1種、第2種)
技能検定合格者 職業訓練終了者 取付け	マは 電気主任技術者 (第1種、第2種、第3種)
その他知事が認める者	

改訂案の見方について

次頁以降に掲載している改訂案には「三郷市屋外広告物安全管理 マニュアル【公共版】(案)」のうち改訂のある頁のみを掲載してお ります。

このうち、今回改訂を行う箇所は<mark>黄色マーカー</mark>で示しており、また事務局の考え方について緑色の四角囲いで追記しております。

【記載の例】

1. はじめに

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。屋外広告物の安全対策を推進するためには、所有者等による適切な点検が必要不可欠であり、地方公共団体による安全性の確認・指導が重要となります。

現在、公共施設における屋外広告物の管理については、建築基準法第12条に基づく定期検査により、施設管理者が実施しています。しかし、検査方法については、目視によるものであり、安全管理に係る検査基準はありません。

一方、三郷市屋外広告物条例では、令和3年12月の条例改正(令和4年4月1日施行) により、従来の管理義務に係る規定の適用範囲を所有者等にも拡大するとともに、安全点 検の義務についても明記し、安全管理の強化を図っています。

このような現状をふまえ、安全管理の強化に係る取り組みを推進するため、市が率先して取り組むものとし、今般の「屋外広告物安全管理マニュアル【公共版】」は、安全対策を推進する際の参考資料として活用できるよう、公共施設における屋外広告物の安全点検について、基本的な考え方を示したものとなります。

今回改訂を行う箇所 (黄色マーカー)

事務局の考え方

<事務局の考え方>

条例改正により安全管理の強化を図る旨の説明を追記しております。

三郷市屋外広告物 安全管理マニュアル【公共版】

改訂 (案)

令和4年3月

目 次

1.	はじめに	1
2.	屋外広告物とは	2
3.	守るべき屋外広告物のルール	4
4.	屋外広告物の「安全」を脅かすもの	5
5.	身近に潜む屋外広告物事故の危険	7
6.	管理・点検について	8
7.	日常点検について	12
8.	安全点検について	14
9.	事故が発生してしまったら	17

1. はじめに

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。屋外広告物の安全対策を推進するためには、 所有者等による適切な点検が必要不可欠であり、地方公共団体による安全性の確認・指導が重要となります。

公共施設における屋外広告物の管理については、施設管理者の自主的な判断にゆだねられており、また、点検方法は主に目視によるものであり、安全管理に関する基準はありませんでした。

このような現状をふまえ、屋外広告物の安全対策を推進するため、市がその管理する屋外広告物の安全管理に率先して取り組むものとし、その安全管理の際の参考資料として活用できるよう、公共施設における屋外広告物の安全点検について、基本的な考え方を示すことを目的に、平成31年3月、「屋外広告物安全管理マニュアル【公共版】」を策定しました。

今般、屋外広告物の安全管理の強化を図るため、三郷市屋外広告物条例の一部改正を行い、従来の管理義務に係る規定の適用範囲を所有者等にも拡大するとともに、安全点検の 義務に関する規定の整備を行いました。

これを契機に、引き続き、市が率先して屋外広告物の安全管理に取り組んでいくための 参考資料として活用されることを期待し、本マニュアルの改訂を行いました。

> 令和4年 月 まちづくり推進部長

<事務局の考え方>

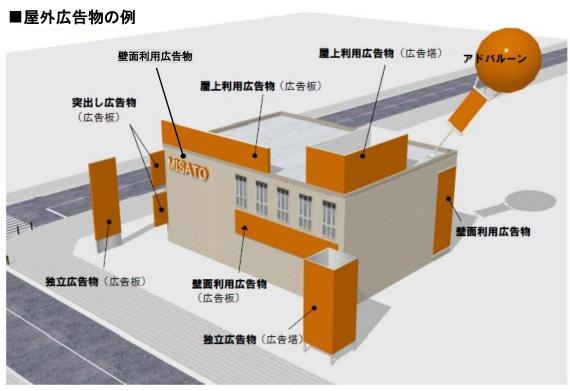
条例改正による安全管理の強化を受けて、本マニュアルの改訂を行う 旨の説明を折り込み、全体的に作り直しております。

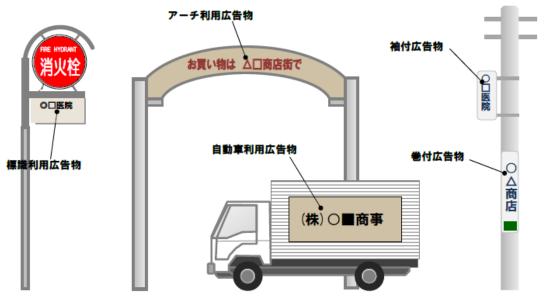
2. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立 看板、広告塔、広告板などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫像など、一定のイメージ等があるものが対象となります。したがって、営利的な広告物かどうかなど、内容は問いません。

また、形態によっても、下図のように様々な種類があります。





■公共施設における屋外広告物の例



3. 守るべき屋外広告物のルール

屋外広告物を設置する際は、屋外広告物条例や関係法令を守らなければなりません。法令 を順守し、市民生活の安全を守ることは公共施設管理者の社会的責任です。

(1) 三郷市屋外広告物条例

三郷市が屋外広告物法に基づいて定めた屋外広告物のルールとなります。広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者(公共施設管理者)は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するために、定期的に点検を行わなければなりません。

<事務局の考え方>

(2) 三郷市景観条例

定期点検の義務について追記しております。

建築物の壁面等に設置するものには、色彩等の基準があります。

(3) 建築基準法

①工作物確認申請(建築基準法第88条)

屋外広告物の高さが4mを超えるもの(屋上利用広告物、壁面利用広告物、突出し広告物、独立広告物等)は、工作物確認申請による構造の審査が必要です。

②防火地域内の規制 (建築基準法第66条)

防火地域内にある広告物等で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ3mを超えるものは、主要部材を不燃材料で造るか、又は不燃材料で覆わなければなりません。

(4) その他関係法令

①都市計画法 ②道路法・道路交通法

③自然公園法 ④文化財保護法

⑤消防法 ⑥交通バリアフリー新法

⑦製造物責任法 (PL法) ⑧電気用品安全法

⑨電気設備技術基準

4. 屋外広告物の「安全」を脅かすもの

(1)自然環境による要因

屋外広告物は雨や風、強い陽射しなどの厳しい自然にさらされています。また、台風の強 大化、ゲリラ豪雨、竜巻、極端な高温などの異常気象も脅威となります。

- ① 雨 酸性雨により金属の腐食が進み看板の劣化が加速するほか、ゲリラ豪雨により、看板内部に水が回り込み漏電を起こすことがあります。金属の電食を進める恐れもあります。
- **③気温** 極端に高温な気温では、電材の劣化を促進させたり、自然発火による火災につながる恐れがあります。熱膨張によりアクリル板面が歪み、枠から外れ落下することもあります。
- **④塩害** 潮風の影響で鉄骨のサビや樹脂の劣化が激しくなります。
- **⑤** 雷 数メートル以内に雷が落ちると看板に過電流が流れて火災になることがあります。
- **⑥大雪** 看板に積もった雪の重みで破損する恐れがあります。雪解け水が老朽化した看板の ひびや穴から内部に侵入し、腐食することもあります。
- ⑦地震 震度5強の揺れでは、看板基礎のひび割れが発生し、広告物が転倒する恐れがあります。

(2)人為的な要因

設計、施工不良が原因となり事故が発生する恐れもあります。

- ①設計不良 強度計算のミス等により、十分な強度が得られないもの。
- ②施工不良 設計図通りに施工されない等により、十分な強度を得られないもの。

(3)経年劣化による要因

経年劣化により老朽化した屋外広告物は、事故のリスクが増加します。

①塗膜の劣化

紫外線、熱、雨(酸性雨)等の影響により劣化し、腐食する恐れがあります。

②金属疲労

固体金属材料が長時間にわたり繰り返し力を受けた結果、亀裂が生じたり、強度が低下する恐れがあります。

③経年プラスチックの脆化

長期間に使用しているアクリル面板等が、紫外線などの影響でもろくなり、飛散、落下することがあります。

5. 身近に潜む屋外広告物事故の危険

近年、ニュースで取り上げられる屋外広告物事故が目立つようになりました。 バブル期に設置された大規模な広告物が管理されずに放置されるケースもあり、身近なと ころに思わぬ危険が潜んでいるかも知れません。

時期	内容
2007.06	新宿駅西口にある雑居ビルのイタリア料理店の看板落下。女性が下敷きになり、骨盤骨折の 重傷を負った。
2007.08	銀座3丁目、百貨店の看板撤去作業中に不注意から出火し、アクリル製の看板が燃えた。 JR有楽町駅に近い百貨店のビルなどが立ち並ぶ繁華街で、消防車約40台が出動して消火に あたった。
2013.03	JR 赤羽駅前のバス停留所で、強風の影響で看板が飛ばされ、通行中の 30 歳の男性に直撃した。 看板は、横が約 1 メートル 50 センチ、縦が約 80 センチの大きさで、男性は右手首が折れた他、顔にもケガをした。
2013.05	新宿駅西口近くの 10 階建てビル屋上に設置された消費者金融の看板のステンレス製枠の一部が落下。約 35m 下の歩道を歩いていた女性に当たり軽傷。
2013.10	秋葉原にある家電量販店の看板枠材が落下する恐れがあり、東京消防庁は、はしご車を出動 させ応急処置にあたった。けが人なし。
2014.03	西武新宿線の鷺ノ宮駅の上りホームで、高さ約 $4m$ の天井から 2 本の支柱でつり下げていた重さ約 $22kg$ の金属製案内看板が落下。けが人なし。
2014.05	神戸市中央区のJR神戸線元町駅そばの高架下で、駅名の表示板が落ちかけているのを通行人が見つけた。けが人なし。
2014.07	沖縄県地方を襲撃した台風8号(ノグリー)の強風によりアイスクリーム店の看板が倒壊した。
2015.02	札幌市の飲食店で強風により袖看板の付属部材が落下、通行人の女性を直撃し意識不明の重体となった。原因は老朽化によるものだが、30年間、看板本体の安全点検は目視による確認しか行っていなかった。

6. 管理・点検について

(1) 管理・点検義務の対象者

「表示等を行う者」、「管理者」、「所有者」及び「占有者」は、当該広告物等に関し補修、 その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。 (三郷市 屋外広告物条例第18条第1項)

(2) 点検が必要な広告物

はり紙・はり札・立て看板などの軽易なものを除き、すべての屋外広告物は、良好な状態を保持するために点検を行わなければなりません。(三郷市屋外広告物条例第18条の2第1項)

※国・県が管理する公共施設および道路管理者・河川管理者が管理する区域に存在する屋外 広告物については、点検対象としません。

(3) <mark>点検の種類</mark>

本マニュアルでは、点検について「日常点検」と「安全点検」を次の通り定義します。 公共施設管理者はその管理する公共施設やその敷地に存する屋外広告物について、条例に 定める点検義務を履行するため、「日常点検」及び「安全点検」を行なってください。

- ・日常点検・・・職員(または公共施設管理者等)により、通常の施設管理業務の中で 定期的に行なう点検。
- ・安全点検・・・日常点検よりも詳細な項目について行う大規模な点検。

<mark>(4)</mark>点検確認表について

日常点検及び安全点検時には各点検確認表を用いて点検を実施することとします。また、各点検確認表は、当該屋外広告物を除却するまで、保管することとします。

<mark>(5)</mark>安全点検者の要件

三郷市屋外広告物条例では、はり紙・はり札・立て看板などの軽易なもの以外の屋外広告物について、三郷市屋外広告物条例施行規則第18条で定める、専門知識を有する者(以下「有資格者」という。)による点検の実施を、広告物の種類や規模、設置位置等に応じ、義務又は努力義務としております。公共施設管理者は、安全管理の強化に率先して取り組む必要があることから、安全点検は原則として、以下に示す有資格者に行わせることを推奨します。

女至点候有貨格有一寬	
屋外広告士	
都道府県等講習会修了者	
職業訓練指導員	広告美術仕上げ
<mark>技能検定合格者</mark>	
職業訓練終了者	帆布製品の製造又は取付け
その他知事が認める者	

日広連実施の点検技能講習の修了者

建築士(一級、二級、木造)

電気工事士(第1種、第2種)

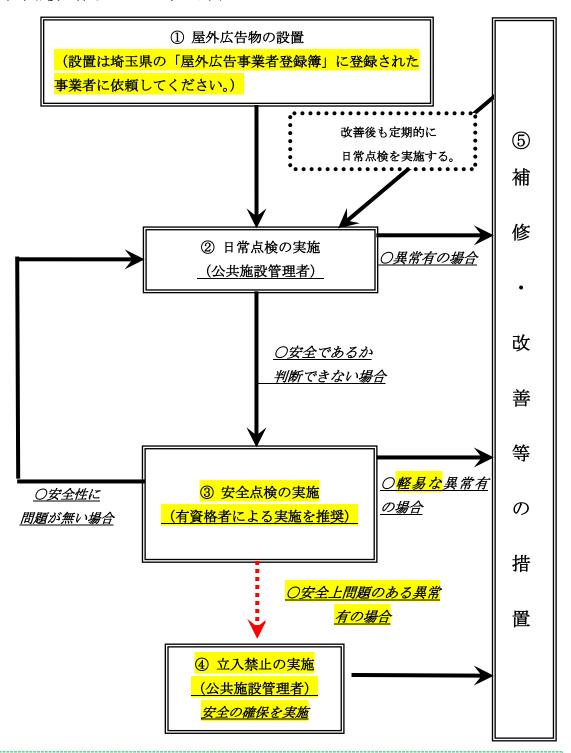
電気主任技術者(第1種、第2種、第3種)

<事務局の考え方>

管理・点検についての記載の順番を変更し、フローチャート図からではな くなぜ管理・点検が必要となるのかを先に説明する形で明記しました。

- (1)「管理・点検義務の対象者」、(2)「点検が必要な広告物」につきまして は、今回改正した条文の規定内容を追記し根拠を明確にしました。
- (3)「点検の種類」につきましては、条例に規定されている点検義務を確実 に履行して貰うため、点検を日常点検と安全点検の二つに分け、条例に定め る点検義務を履行するための説明文を記載しました。
- (4)「点検確認表について」につきましては従来と同じです。点検確認表は 除却するまで保管することを明記しています。
- (5)「安全点検者の要件」につきましては、今まで点検を行なう者の規定は なく、管理者が当該広告物等に関し「補修、除却その他必要な管理を怠らない よう、良好な状態に保持しすることとなっていました。今回の条例及び規則の 改正により点検の資格が規定されたことから、新たに記載しています。点検 は広告物の種類や規模、設置位置等に応じ義務又は努力義務となっておりま すが、公共施設管理者は安全管理の強化に率先して取り組む必要があること から、点検は原則有資格者に行わせることを推奨するといたしました。

(6) 点検に係るフローチャート図



- <事務局の考え方> ※変更箇所のみ説明しています。
- ①屋外広告物を設置するには埼玉県の「屋外広告事業者登録簿」に記載のあるものでなければならないため追記しました。
- ③安全点検の実施は、都市デザイン課職員が行なうこととなっていましたが、 点検資格を定めたこと、市は安全管理に先導的役割を果たすべきことなどから、"有資格者による実施を推奨"としました。
- ④安全上問題のある場合の措置、立入禁止の実施を追記しました。

<フローチャート図の解説>

①屋外広告物の設置

各関係法令に基づいて屋外広告物を設置する。

<事務局の考え方>

左記のフローチャート図の解 説として、図内の番号の説明 をしています。

②日常点検の実施

- ・点検の実施者は、公共施設管理者とする。
- ・点検時期は、<mark>月1回など</mark>定期的に実施する他、台風や地震などの自然災害発生前後に 実施する。
- ・目視による点検を基本とし、点検確認表を用いて点検を行うこととする。
- ・安全であるか判断できない場合は ③へ
- 異常が認められた際は ⑤へ
- ・安全性に問題がない場合についても日常点検は定期的に実施する。 周期を記載しました。

<事務局の考え方> 推奨する具体的な点検 周期を記載しました。

③安全点検の実施

・点検の実施者は、以下に記載する有資格者が行うことを推奨します。 ただし、許可申請を行っておりかつ地上からの高さ4mを超える屋外広告物は必ず有資格者により行う。

・点検実施の頻度は、3年に1回以上を推奨します。

安全点検有資格者一覧(再掲)

 屋外広告士

 都道府県等講習会修了者

 職業訓練指導員 技能検定合格者 職業訓練終了者
 広告美術仕上げ

 セの他知事が認める者

 日広連実施の点検技能講習の修了者

 建築士(一級、二級、木造)

 電気工事士(第1種、第2種)

 電気主任技術者(第1種、第2種、第3種)

 <事務局の考え方>

条例改正により新たに規定された"有資格者による点検"、 及び"点検者の資格"を記載しました。

- ・異常が認められたが、軽易な修繕で対応できる場合は⑤へ
- ・安全上の問題があり、落下事故等が発生する恐れのある異常がある場合は ④へ

④立入禁止の実施

・安全上問題がある場合、至急、公共施設管理者が立入禁止の措置を行い、⑤へ

⑤補修・改善等の措置

- ・必要に応じ、財政課への予算要求を行い、修繕、撤去等を実施する。
- ・改善後も定期的に日常点検(②)を実施する。
- ※当該広告物を除却するまで、②~⑤を繰り返す。

<事務局の考え方>

⑤補修・改善等の措置

修繕、撤去を実施するために必要となる予算措置 のため財政課への予算要求を明記しています。

7. 日常点検について

日常の中で、公共施設管理者が確認すべきことはいち早く異変に気付くことになります。 定期的に日常点検を実施し、事故防止に努めてください。そして危ないと思ったら、最初に **立入禁止の処置を行い、見張りを置く**ことが重要です。また、人通りの多い場所では、警察 への連絡も行なってください。

(1)日常点検の実施者

点検の実施者は、公共施設管理者とします。

(2)点検のタイミング

日常点検は定期的に実施してください。 1 か月おきに行うなど習慣づけするとよいでしょう。また、台風、ゲリラ豪雨、地震などの自然災害は屋外広告物にとって脅威となるため、自然災害前後についても日常点検を実施するようにしてください。

(3)点検方法

点検確認表(P. 13参照)に記載された点検項目を、基本的に目視で確認してください。 点検確認表は異常の有無に関わらず、当該屋外広告物を除却するまで保管してください。

(4)点検後の対応について

点検の結果、安全性に問題が無い場合についても、引き続き日常点検は定期的に実施してください。

また、異常が認められた場合は、補修・改善等の必要な措置を講じてください。その際、 広告物の落下等の緊急性を要する場合は、立入禁止の処置を行い、見張りを置くなどして、 周囲に人が立ち入らないように対応してください。

点検した結果、安全であるか判断できない場合については、<mark>有資格者に安全点検を依頼し</mark>てください。

<事務局の考え方>

(4) 点検後の対応について

日常点検で判断出来ない場合、有資格者による点検を依頼するよう記載しています。

(5)点検結果確認表について

屋外広告物点検確認表(日常点検用)

表示・設置場所 三郷市 (公共施設名								
広告物の種類	屋上利用広告物・壁面利用広告物・突出し広告物・独立広告物							
設置年月日	年 月 日 点検年月日 年 月	日						
	所 属							
点 検 者	点検者名							
	電話番号 (内線番号)							
点 検 結 果	異常なし・ 異常あり(補修等の必要な措置を行うこと。)							

NO	点検項目	異常の	つ有無
1	支柱の根元からサビが出ていませんか。	有	無
2	看板が傾いていませんか。	有	無
3	ブラケット部(看板の支持具)よりサビが出ていませんか。	有	無
4	看板は壁から垂直についていますか。	有	無
5	アクリル板にひびが入っていませんか。	有	無
6	アクリル板が外れそうではありませんか。	有	無
7	パネル(表示面)ががたついていませんか。	有	無
8	照明の不点灯などはありませんか。	有	無
9	照明器具が傾いたり、外れかけていませんか。	有	無
1 0	看板部材が欠落していませんか。	有	無

[※]当該屋外広告物を除却するまで、点検表は保管すること。

8. 安全点検について

(1)安全点検の実施者

点検は<mark>有資格者による実施を推奨</mark>します。

安全点検を実施する者については、三郷市屋外広告物条例及び同条例施行規則により、屋外広告物の規模等に応じ、有資格者による点検の義務化又は努力義務化がなされています。 市は屋外広告物の安全管理に関する取り組みを推進する先導的役割を担うべきという観点に立ち、有資格者による安全点検の実施を推奨しています。

(2)点検のタイミング

屋外広告物条例における許可更新サイクルを参考に、最低でも3年周期での点検が望ましいと考えます。なお、屋外広告物の規模等に応じ、より短期間の周期による安全点検の実施を妨げるものではありません。また、日常点検の際に安全性が確認できない場合についても実施します。

(3)点検方法

点検は点検確認表(P. 15、16参照)を用いて行うものとし、記載された点検項目について、原則として目視、打診等により異常の有無を確認します。

また、必要に応じて、点検箇所・点検項目の状態が把握できるカラー写真や補修等を行なった箇所の補修前後のカラー写真を添付します。

点検確認表は異常の有無に関わらず、当該屋外広告物を除却するまで保管します。

(4)点検後の対応について

点検の結果、安全性に問題が無いと判断した場合についても、引き続き日常点検は定期的 に実施してください。

また、異常が認められた場合は、補修・改善等の必要な措置を講じてください。その際、 広告物の落下等の緊急性を要する場合は、立入禁止の処置を行い、見張りを置くなどして、 周囲に人が立ち入らないように対応してください。

<事務局の考え方>

(1) 安全点検の実施者

今までは職員による点検を想定しておりましたが、この度の条例改正で有資格者による点検が義務化又は努力義務化されました。そのため、安全管理の取組を先導する立場として、今後は公共施設管理者等が有資格者に点検を行わせることを推奨する記述としています。

(2) 点検のタイミング

3年とする根拠を示すなど、表現を見直しました。

(5)点検結果確認表について

屋外広告物点検確認表 (安全点検用)

年 月 日

1 屋外広告物の安全性

	設置場所	三郷市 (公共施設名)						
屋外広告物の	設置年月日	年 月 日 (年経過))						
概要	広告物の種 類	屋上利用広告物・壁面利用広告物・ 突出し広告物・独立広告物							
	高 さ	m (地上からの上端の高さ)							
点検結果への 対 応 及 び 安全性の判断	□ 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題は無い。 □ 現時点で安全上の問題は無いが、次回点検までの間、補修その使管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。 □ その他(

2 点検の実施及び改善状況(点検者または改善を行なったものが記入すること。)

	住 所	電話番号
点検者	氏名又は 名	
	資格 屋外広告業者登録業者・ その他 (屋外広告士・屋外広告物講習会修了者)
点検実施日	年	月 日
点 検 箇 所 (該当項目に〇)	点 検 項 目 (該当項目に〇)	異常の 有 無所 見 (異常の内容・改善措置の実施 状況・管理上の課題等)
	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有無無
(1)基礎部・ 上部構造	2 基礎のクラック、支柱と根巻き との隙間、支柱のぐらつき	有無
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有無無
(2)支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有無
(2)又行即	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、 ビス)のゆるみ、欠落	有無
	1 アンカーボルト・取付部プレー トの腐食、変形	有無
(3)取付部	2 溶接部の劣化、コーキングの劣 化等	有無無
	3 取付対象部(柱・壁・スラ ブ)・取付部周辺の異常	有無無
	1 表示面板・切り文字等の腐食、 破損、変形、ビス等の欠落	有無無
(4)広告板	2 側板、表示面板押さえの腐食、 破損、ねじれ、変形、欠損	有無無
	3 広告部底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有無無

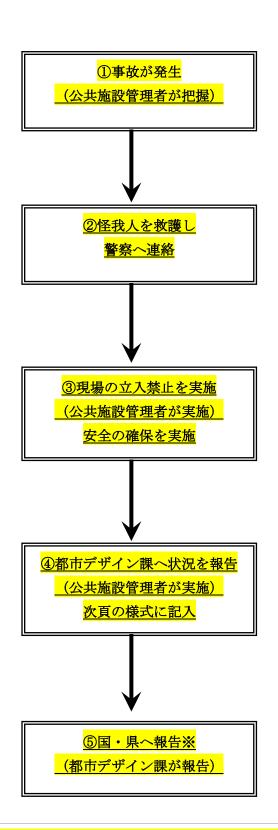
	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
(5)照明装置	2 照明装置の取付部の破損、変 形、さび、漏水	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の 詰まり	有	無	
	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、 鳥よけ、その他付属品)の腐 食、破損	有	無	
(6)その他	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項 ()	有	無	

3 写真(点検結果、改善状況)、所見

写真添付欄(点検結果、改善前後の状況)	所見等記載欄
	・点検箇所
	・点検方法
	・補修等の状況、安全上の所見
	・点検箇所
	・点検方法
	・補修等の状況、安全上の所見

[※] 当該屋外広告物を除却するまで、点検表は保管すること。

8. 事故が発生してしまったら



<事務局の考え方>

8. 事故が発生してしまったら 今まで記載していませんで したが、事故が発生した場合の フローチャート図を追記しま した。

※国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

埼玉県 都市整備部 田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当

(令和3年4月1日)

■屋外広告物事故等報告(第 報)

/	/-		n+	分現在)
(71	- н	H =	~~+U/+)

地方公共	団体	/,			<i>26 III /</i>	#	旦当部署	!					担当	 台者名				
TEL	LZ IT	()				<u>= = нр-е</u> - АХ		()				ailアドレス				
	ち告物の)情報()	<u>/</u> 込要に	応じて許る	可由語			ກ = .	(بل				0 11	idii / D/				
所在地	3 H 137 03	/ IEI TK \ i			A LITHE	181	F C //// 13 V	,, _	<u>_</u> /									
所有者									僧	理	者							
表示又は		計																
種別			 看板	/ 壁面看	板	/ 突	出看板	(袖	看板)	/	野立て看板	/ 置	看机	又 / その作	也()
 大きさ	7	<u>ーー</u> 高さ:		<u></u> 幅:		<u></u> 見行き			<u>さ:</u>									ŕ
表示形態										置年	F月日		年	. 月	日	(年経過)	
許可等σ			許可	適用隊	余外	4	無許可						•			•		
許可番号		•							最	終討	中可年月日		年	. 月	日			
)点検∜	だ況(必	必要に応じ	て直近	の点	検報告	書等										
屋外広告						無		<u>有</u>		10		月	日	実施)				
点検結果	具(補修等	等の措置	置を要	する事項)		無		有		援要:				·)
〇事故等	手の状況	(構造	詳細図	等事故発	生箇月	近の2	分かる図	面も	ウ現地	の写	真を添付の	_と)						
発生日	2	年月日		年	月	日		時刻	il l		時 分	発生	場所					
人的被害	事 1	被害者	計		名	死者	Í	名	1		重傷者	名	1	中等傷者		名軽	と 傷者	名
被害者名	3			年齢	性別		被害の	程度	Ę		被害状況			備考				
				才	男/	′女	死/重	/中	等/	圣								
				才	男/	′女	死/重	/中	等/	圣								
				才	男/	′女	死/重	/中	等/	圣								
				才	男/	′女	死/重	/中	等/	圣								
				才	男/	′女	死/重	/中	等/	圣								
事故等	事故等	の内容	F															
の状況																		
				に既に行														
	-	いたす	2全対	策・是正														
	措置																	
応急	ᄬᅲᅲᄼ)状況	中佐	± <u>z</u>							摘要							
心忌 対応	秋助の	八八兀	天池1	Ħ							拘安							
거나다	/= != -	11.35		.							14-77							
	復旧の)状況	美施?	首							摘要							
		貴置の	実施	者							摘要							
	状況																	
	現場調	査等			有/第						担当署							
			消防		有/	#					担当署							
事故等																		
の発生																		
原因																		
- ~	<u> </u>	七古佐	1-4	A 4							+ 本 - 西							
再発 防止策	命令・持	佰學寺	N	象者							摘要							
防止束																		
	改善措	置	実	施者							摘要							
備考																		
\ \ A \ AA														to # 1 / 1				

注1)<u>第1報にあっては、事故等発生後、可及的速やかに、その時点で把握している情報を記載し報告してください。</u> 第1報後、情報を更新(整理)して、第2報により報告してください。

注2)本報告書の他に、可能な限り、①事故前と事故後の写真、②事故現場の地図、も併せて提出してください。

改版履歴

平成31年 3月 初版

令和 4年 ○月 改訂

三郷市屋外広告物安全管理マニュアル【公共版】

作 成 日:平成31年 3月改 訂 日:令和 4年 ○月

編集・発行:まちづくり推進部 都市デザイン課